



2023年5月12日

各位

上場会社名 株式会社 鳥取銀行
代表者 取締役頭取 入江 到
(コード番号 8383 東証スタンダード)
問合せ先 経営統括部長 加藤 敦
(TEL 0857-37-0260)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社鳥取銀行（頭取 入江 到）は、本日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の第159期定時株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当行を取り巻く市場環境等に応じて、地域社会において継続的に金融仲介機能を発揮していくため、今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、将来的な資本戦略の選択肢の一つとして、普通株式とは異なる種類の株式の発行を可能にするため、諸規定の追加を行うものです。

- ① 新たな株式の種類として第三種優先株式を追加するため、現行定款第6条に第三種優先株式の発行可能種類株式総数の規定を新たに追加するものであります。
- ② 変更案第2章の4において第三種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙「定款変更案」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月23日（予定）
定款変更の効力発生日	2023年6月23日（予定）

以上

(別紙) 定款変更案

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、3,208 万株とし、このうち普通株式は 2,808 万株、第一種優先株式は 200 万株、第二種優先株式は 200 万株とする。</p> <p>第 7 条～第 12 条の 17 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u><新 設></u></p>	<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>3,368</u> 万株とし、このうち普通株式は 2,808 万株、第一種優先株式は 200 万株、第二種優先株式は 200 万株、<u>第 1 回第三種優先株式は 80 万株、第 2 回第三種優先株式は 80 万株とする。</u></p> <p>第 2 章の 4 第三種優先株式 (優先配当金)</p> <p><u>第 12 条の 18 当銀行は、第 46 条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式を有する株主 (以下、「第三種優先株主」という。) または第三種優先株式の登録株式質権者 (以下、「第三種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、各第三種優先株式 1 株につき、各第三種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率 (上限を 8% とする) を乗じて算出した額の金銭 (以下、「第三種優先配当金」という。) を支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対して第 12 条の 19 に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p> <p>② ある事業年度において第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第三種優先配当金の</p>

額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- ③ 第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、第三種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第 758 条第 8 号口もしくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第 763 条第 12 号口もしくは同法第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(優先中間配当金)

第 12 条の 19 当銀行は、第 47 条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、各第三種優先株式 1 株につき、第三種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（本定款において「第三種優先中間配当金」という。）を支払う。

(残余財産の分配)

第 12 条の 20 当銀行は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、各第三種優先株式 1 株につき、各第三種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

- ② 第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第 12 条の 21 第三種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(取得および消却)

第 12 条の 22 当銀行は、各第三種優先株式を取得し、これを消却することができる。

② 各第三種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

(金銭を対価とする取得条項)

第12条の23 当銀行は、各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各第三種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる各第三種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各第三種優先株主に対して交付するものとする。なお、各第三種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 当銀行は、各第三種優先株式の取得と引換えに、各第三種優先株式1株につき、各第三種優先株式の払込金額相当額を踏まえて各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

第12条の24 当銀行は、各第三種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める日に残存する各第三種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかる各第三種優先株式を取得するのと引換えに、各第三種優先株主に対し、その有する各第三種優先株式数に各第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、各第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各第三種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(株式の併合または分割および無償割当て)

第12条の25 当銀行は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式および第三種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、

<p>第13条～第20条④（条文省略）</p> <p>⑤ 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	<p><u>普通株式および第三種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p><u>（譲渡制限）</u></p> <p><u>第12条の26 第三種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。</u></p> <p>⑤ 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第二種優先株主、<u>第三種優先株主</u>を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>
---	--

以 上